

令和8年度(2026年度)
新入生と保護者の皆様へ

※ 中部大学春日丘中学校・高等学校

本制度は、中部大学春日丘中学校・高等学校が推薦する保障制度です。

生徒総合保障制度

(団体総合生活保険)



団体割引
20%

1 ケガ・病気をしたときの補償

ケガで通院・入院日額、病気で入院日額、など充実の補償プランあり!

4 携行品の補償

生徒が自宅外において携行している身の回り品の補償。

5 弁護士費用等(人格権侵害等)

日常生活に関する被害事故の補償。

6 トラブル対策費用

日常生活のトラブルに対応。

学校生活
だけでなく
**24時間
補償!**

2 賠償事故を 起こしたときの補償

自転車条例に対応

自転車事故による賠償事故にも対応します。
(示談交渉付き)

3 扶養者に万が一のことが あった場合の補償

お申込み方法

1

ご希望のご加入タイプを
お選びください。

卒業までの
一括払い
となります。

2

保険料をご確認のうえ、
記入例に従い、同封の
「払込取扱票」に必要事項
をご記入ください。



3

ゆうちょ銀行または郵便局から
保険料をお振り込みください。
(振込手続きをもってお申込みは完了しま
す。なお、振込手数料は払込人負担となり
ます。)



4

加入者票を令和8年5月中旬頃
までに加入者宛にお送りします。
(加入者票が未着であっても補償開始日
より補償は開始されていますのでご安心
ください。加入者票到着までは受領証を
保管してください。)



申込締切日

中学生

令和8年3月6日(金)

高校生

内部進学者

令和8年3月6日(金)

推薦試験合格者

令和8年3月6日(金)

一般試験合格者

令和8年3月31日(火)

学校や日常での「もしも」をご卒業まで安心サポート!

●ご注意:保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合につきましては「補償の概要等」をご参照ください。
＊タイプにより補償内容が異なります。

1 生徒本人がケガ・病気をしたときの補償

ケガのとき…

■ 死亡・後遺障害保険金

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

■ 入院保険金・通院保険金・手術保険金

ケガや熱中症で、入院、通院をされた場合に、入院・通院1日につき定額で保険金をお支払いします。事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してはお支払いできません。また、1事故について入院180日、通院90日を限度とします。

手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。

傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。

★「熱中症(日射または熱射による身体の障害)」や「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も含みます。



病気のとき…

■ 入院医療保険金

病気で2日以上入院した場合に保険金をお支払いします。1回の入院について60日を限度とします。

2 賠償事故を起こしたときの補償(加害事故) 示談交渉付き

■ 個人賠償責任 ★本人型

国内外において、日常生活で生徒本人が他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自主参加のインターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)等による賠償事故は対象となりません。

※同じスポーツをプレー中の者に対する事故は、多くの場合法律上の賠償責任が発生しないため対象とならない場合があります。

※国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



自転車で走行中、
通行人と衝突してケガを
させてしまった

3 扶養者に万が一のことがあった場合の補償

■ 育英費用

生徒の扶養者がケガや熱中症で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したり終身常に介護を要するなど重度の後遺障害が生じた場合に、所定の保険金(300万円)をお支払いします。

4 生徒本人の携行品に関する補償 制服、楽器なども補償

■ 携行品損害

国内外を問わず、生徒本人が自宅外において携行している身の回り品(携行品)が、偶然な事故によって損害を受けた場合に、保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1回の事故につき、5,000円となります。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)等は、補償の対象となりません。

5 日常生活に関わる被害事故の補償(被害事故)

■ 弁護士費用等(人格権侵害等) ★本人型

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ*2・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

歩行中、自転車に
ぶつけられケガをした



6 日常生活のトラブル被害に対応する補償(被害事故)

■ トラブル対策費用 ★本人型

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・いじめ*1・嫌がらせ等により精神的苦痛を被った場合*2に、防犯対策や転校、カウンセリング*3に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

*1 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)に在籍する児童または生徒が対象となります。

*2 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

*3 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限ります。



団体割引20%が適用されています

保険期間(3年間) 令和8年4月1日前0時より令和11年4月1日午後4時まで

保険タイプ		プレミアム A	スタンダード B	シンプル C
保険料(3年間分一括払)		53,210円 (1年あたり約17,736円)	38,650円 (1年あたり約12,883円)	29,410円 (1年あたり約9,803円)
補償内容		ケガ・病気	ケガ・病気	ケガ
1	ケガ	死亡・後遺障害	350万円	250万円
		入院日額	5,000円	2,500円
		通院日額	2,000円	1,500円
		手術保険金※1	入院中(入院日額の10倍) 入院中以外(入院日額の5倍)	
		細菌性食中毒等補償	○	○
	病気	入院医療保険金日額 (免責日数1日)	5,000円	2,500円
2	個人賠償責任(本人型)	お支払限度額:無制限 (国外は1事故1億円)※2		
3	育英費用	一時金 300万円		
4	携行品損害(免責5,000円)	支払年度ごとに 10万円		
5	弁護士費用(本人型) (人格権侵害等)	一事故につき 300万円		
6	トラブル対策費用(本人型)	一事故につき 20万円		

※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※2 情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度となります。

注意事項

- ① 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
- ② 加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。告知事項について記載事項が事実と相違している場合には告知義務違反として解除され(この場合お支払いいただいた保険料も返還できません)保険金をお支払いできることがあります。
- ③ ご加入手続き後、入学を辞退された場合には、補償期間開始前(令和8年3月31日以前)に下記の取扱代理店へ必ずご連絡ください。保険料は全額返金いたします。
- ④ 加入者票は令和8年5月中旬頃までに加入者宛にお届けします。加入者票到着以前でも補償開始日より補償は開始されておりますのでご安心ください。パンフレットおよび加入者票は保険期間終了日まで、必ず保管してください。
- ⑤ 加入者票の記載内容の変更(加入者・扶養者の変更、住所の変更等)、補償タイプの変更も可能ですので取扱代理店までご連絡ください。学校事務室窓口では受付できませんのでご注意ください。解約等の場合は、ご連絡がないと保険料の返金ができません。
- ⑥ 事故発生時は東京海上日動安心110番、もしくは取扱代理店へ速やかにご連絡ください。
- ⑦ 学校からの依頼で保険加入状況を提供することがあります。

〈最近の主な支払例〉

加入年度により補償内容が異なるため、
お支払金額は今年度ご案内プランとは必ずしも合致いたしません。

交通事故／ 自転車の事故

- 自転車で下校中、歩行者と接触しケガをさせてしまった。
治療費、休業損害・慰謝料及び後遺障害(12級)の賠償額を支払った。(賠償責任 9,520,595円)
- 自転車で下校中、雨の為タイヤがスリップして転倒し、鎖骨を骨折。
(通院8日 8,000円 入院6日・手術あり 48,000円)
- 自転車で一時停止有りの交差点を停止せずに横断した為、横から来た車と衝突し、足を負傷。相手の車を傷つけた。
(通院1日 1,000円 賠償責任 41,712円) 過失割合 当方④:相手6。
- 自転車で走行中、横から出てきた車を避けようとして転倒。手と肘を負傷し、制服を破損。
(通院2日 2,000円 携行品 7540円(免責5000円))



日常生活／ 学校生活での事故

- 教室で友人と遊んでいて誤って窓ガラスを割ってしまった。(賠償責任 19,250円)
- 吹奏楽部活動中、チューバ(学校所有)を持ったまま転倒して破損。修理代を支払った。
(賠償責任 440,000円)
- 部活で合宿所に滞在中、ケガをした足をかばおうとして壁に手をついたら穴が空いてしまった。
(賠償責任 316,800円)
- 学校で蜂に刺された。(通院2日 2,000円)



スポーツの事故

- ラグビー部活動中、タックルをして右肩を亜脱臼。(通院13日 26,000円)
- サッカー試合中、相手の肘が顔に当たり歯が欠けた。(通院2日 2,000円)
- 体育の授業中、柔道をしていて手指を捻って骨折。(通院14日 14,000円)
- ローラースケートをしていて転倒し背骨を骨折。(通院6日 6,000円)



病気

- 側弯症。(入院19日 95,000円)
- 親知らず抜歯。(入院2日 10,000円)

保険金請求方法

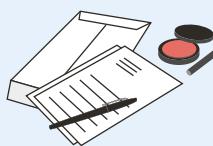
- ① 駅の階段から落ちてケガをした



- ② 下記の連絡先へお電話ください



- ③ お手元に書類が届きますので
入院・通院等終了後に必要事項を
ご記入・ご捺印後返送してください



- ④ ご指定口座に保険金を
お振り込みします



※加入者票に記載のQRコードから保険金請求をすることもできます。

この保険は、中部大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として中部大学が有します。

補償についてのお問い合わせ先・事故の連絡先

取扱代理店 中部大学春日丘中学校・高等学校 生徒総合保障制度係

株式会社 中部大学サービス TEL(0568)51-1010 (平日9:00~11:30、12:30~17:00)

事故受付センター 東京海上日動安心110番 ☎ 0120-720-110 (受付時間: 24時間365日)